

## 認知症診断制度に関する検討事項

<平成 29 年度の専門部会での合意事項> →参照：参考資料 1、2

## ○二段階方式の認知症診断制度

- ・第 1 段階：認知機能検診（医療機関で個別実施）

検査ツール：改訂長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）

日常生活動作評価：地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート（DASC-21）を問診票として使用

診断結果票：認知症疑いか否かを診断。

- ・第 2 段階：認知機能精密検査（保険診療）

必須項目：形態画像検査（頭部 CT あるいは頭部 MRI）、神経心理検査（MMSE 等）、血液検査、日常生活動作検査（第 1 段階の DASC-21 をもとに診察中に評価）

診断結果票：認知症（アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、血管性認知症、その他の認知症（病名を記載））、軽度認知障害（MCI）、認知症でない、に分けて診断。

○第 1 段階および第 2 段階の医療機関リスト、各種書類等の作成は神戸市医師会等と検討

## &lt;報告事項&gt;

○事故救済制度素案による認知症の診断のしくみ →参考：資料 8

- ・給付金制度は、事後診断も可である点に変更なし
- ・賠償責任保険制度は、事前診断された希望者の事前登録が必要
  - 早期診断後の支援体制の位置づけ
  - 事前登録の際に同意が必要

○受診の流れと費用（予定） ※議会の議決を持って決定 →参考：資料 9

- ・第 1 段階：認知機能検診

検診クーポン券を持参したものが対象。

（75 歳以上郵送。65 歳以上 75 歳未満はチラシ配布し、クーポン申請。）

市民負担：無料（予定）

事業委託単価：6,500 円/人（予定）

・第2段階：認知機能精密検査

第1段階の医療機関発行の「精密検査依頼票」を持参した者が対象。

保険診療。（健康保険証を持参し、窓口で自己負担分支払をする）

市民に自己負担金の助成：償還払い（郵送手続）

上限 15,000 円から 50,000 円程度(予定)

(年齢および医療費負担割合に応じた上限 (予定))

<検討事項>

○認知症の可能性のある行動があったものの、事故発生時までに未受診で、  
事故により死亡した場合の認知症の診断の取り扱い

・参考：医師法第20条（無診察治療等の禁止）

医師は、自ら診察しないで治療をし、もしくは診断書もしくは処方せん  
を交付してはならない。（保険診療としても当然認められない。）

○事故発生以前に受診はしていたが、診療録に認知症疑いの病名がある、あ  
るいは、介護保険主治医意見書に認知症に関する病名の記載がある等、認知  
症の診断はなされていない場合の取り扱い

・判定委員会に委ねるでよいか。

○認知症診断制度の開始以降、神戸市の条例で定める診断制度以外（第2段  
階の医療機関以外）の市内医療機関で診断を受けた場合の取り扱い

・事故救済制度の対象とならないため、第2段階の医療機関での診断を勧  
奨する。（事後に、第2段階の医療機関で診断を受ければ、給付金は支給  
される）。

○市外の医療機関で認知症の診断を受けた人（市民、市外在住）の場合、認  
知症の専門医（日本認知症学会、日本老年精神医学会の専門医）の診断であ  
れば、診断書提出で事故救済制度の対象とするでよいか。（助成金制度は対  
象外となる）。市外の認知症の専門医以外の診断の場合は、第2段階の医療  
機関での診断を勧奨する。

・市民あるいは、市外から神戸市に転入して市民となった場合は、市外の  
認知症専門医の診断書でも賠償責任保険の加入の希望も受け付ける。

- 第1段階の認知機能検診を経ず、第2段階の医療機関を直接受診した際の取り扱い
  - ・自主的に、紹介状（診療情報提供書）を持参せず、第2段階の医療機関を直接受診した際は、第1段階の認知機能検診から行うでよいか。  
（クーポン券を持っていない場合、65歳以上で市民であることを医療機関で確認できると、医療機関がクーポン券の申請を代理で申請できる方針でよいか。）
  - ・かかりつけ医等からの紹介状を持参して、認知症疾患医療センターを受診した場合は、事故救済制度や賠償保険の対象とするでよいか。  
（専用の診断結果票の提出を医療機関に求める予定。助成金も対象）
  - ・認知症初期集中支援チームの事例は、認知症疾患医療センターを紹介状なしで受診することになっても、事故救済制度や賠償保険の対象とするでよいか。（専用の診断結果票の提出を医療機関に求める予定。助成金も対象）
- 65歳未満の若年発症の認知症は事故救済制度や賠償責任保険の対象とすることが決まっているが、助成金の対象とするか。
  - ・認知症疾患医療センターを受診し、認知症と診断された場合、助成を行うでよいか。（専用の診断結果票の提出を医療機関に求める予定）
- 条例8条を、「市長の定める方法によって認知症と診断された者」と文言を改正する方向で検討している。

#### <その他>

- 認知症診断制度開始前に、既に認知症の診断を受けている場合は、疾患名が記載された診断書（統一した診断書の書式を検討中）の提出で賠償責任制度の登録は可能である。（制度開始から3年間登録可。）
- 治る認知症の診断の場合、賠償責任保険への加入することは可能であるが、治療して認知症が治った場合は、申告して脱退手続きをする。
- 賠償責任保険に加入している市民が市外に転出する場合も、申告して脱退手続きをする。（年1回、職権により役所で確認して通知は行う。）
- 改正道路交通法における認知機能検査制度とは連携していない。神戸市の認知症診断制度の結果に関わらず、公安委員会からの診断書提出などの指示には従うよう周知する。

<神戸市医師会との協議状況>

○第1段階の認知機能検診に関する事 →参考：資料10

- ・問診票の内容（簡易な問診票、DASC-21 など）
- ・医療機関の募集方法と説明会

○第2段階の認知機能精密検査に関する事 →参考：資料11

- ・必須項目の内容（血液検査の具体的な項目をどうするかなど）
- ・医療機関の募集方法と説明会